

2024年6月7日

## 「サステナビリティ経営支援サービス」の取り組みについて ～有限会社富士川産業のサステナビリティ経営方針の策定等をサポート～

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、有限会社富士川産業（代表取締役社長 田村 達夫）に対して、サステナビリティ経営の実現に向けた取り組みをサポートしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当行が企業のサステナビリティ活動をレポートし、サステナビリティ経営方針とガイドラインの作成を支援する「サステナビリティ経営支援サービス※」により取り組んだものです。

当行は、地域金融機関として、地域の事業者の皆さまのサステナビリティ経営の促進と企業価値向上への貢献を通じ、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

※関連資料

2023年4月7日 ニュースリリース

[「サステナビリティ経営支援サービス」の取り扱い開始について～SDGs 関連サービスの高度化に伴う改定～](#)

### 記

#### 1. 対象企業の概要

項目	内容
企業名	有限会社富士川産業（代表取締役社長 田村 達夫）
住所	栃木県小山市出井 1970-2
業種	道舗装工事業・再生アスファルト合材製造業
特徴等	昭和 36 年創業。建設資源のリサイクルを基幹とした事業を展開。自社プラントにて加工した再生資源を道路舗装工事等で活用し、「環境循環型社会」の構築に貢献している。

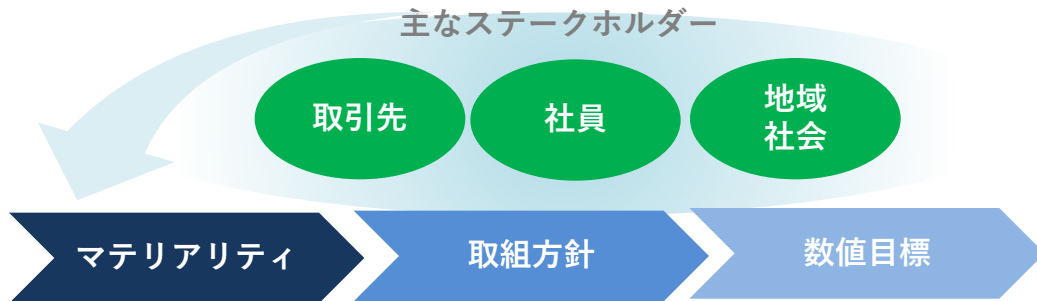
#### 2. 策定したサステナビリティ経営方針およびガイドラインについて

添付の資料をご参照ください。

以上

# 有限会社 富士川産業 サステナビリティ経営方針

当社は、ステークホルダーと協調しながら建設資源のリサイクルを基幹とした事業を発展させることで、「持続可能な地域社会の形成」と「事業の持続的な成長」の両立を目指します。



## 経営理念

### 【使命】

リサイクルできるものは全てリサイクルする。

### 【ありたい姿】

全社員一丸となって、「環境循環型社会」の構築を目指し邁進する。

### 【行動指針】 共存・共栄

- ・地域社会に貢献し、社会から愛され、必要とされる企業を目指す。
- ・取引先と共に成長し、繁栄できるよう、努力を継続する。

### 公平・公正

お客様とはフェアな関係で取引を行うとともに、モラルや規程に背かない行動を徹底する。

## 1. CO2排出量削減

事業活動におけるCO2排出量削減の取組み強化を通じ、カーボンニュートラルの実現に貢献する。

2030年までにCO2排出量を42%削減（2023年4月末対比）

## 2. ダイバーシティ経営の推進

国籍、性別、年齢にかかわらず多様な人材を積極的に採用する。

2030年までに外国人材を5名増加（2024年4月末対比）

## 3. 人材育成

キャリア形成や能力開発支援を通じ、多様な人材が活躍できる体制を整備する。

2030年までに施工管理技能士を3名増加（2024年4月末対比）

## 4. サプライチェーン管理の徹底

サプライチェーン全体での環境保全や倫理面での適切な取組みを強化する。

2024年中に「サステナビリティガイドライン」を策定し運用を開始

## 5. 地域貢献

企業の社会的責任を認識し地域社会への奉仕と還元に努めることで、未来に繋がる社会の実現に貢献する。

地元スポーツチームへの協賛（3チーム以上）を継続

## 創出する社会・経済価値

### 人間



### 豊かさ



### 地球



### 平和



### パートナーシップ



# サステナビリティガイドライン

2024年5月

有限会社 富士川産業

## サステナビリティガイドライン

### 1. はじめに

気候変動等の環境問題の深刻化、格差や貧困の拡大、感染症の拡大、紛争の勃発等、世界は難題に直面しており、企業を取り巻く環境も急速に変化、多様化、複雑化しています。

当社は、社会への貢献を目指し、お客様に満足いただける製品・サービスを提供するため、その安全性、品質等を追求してまいりました。また、企業には「持続可能（サステナビリティ）な社会の実現」に貢献する社会的責任があると認識し、環境負荷低減、人権尊重等に取り組んでおります。

近年、SDGs への関心の高まりなど、社会課題の解決に向けた企業への期待も高まっております。そのため、本ガイドラインにより、ビジネスパートナーであるお取引先様と「持続可能な社会の実現」に関する認識を共有し、共に社会から期待される役割を果たしてまいりたいと考えております。

### 2. 本ガイドラインの目的

当社は、前述のとおり、社会へ貢献するためお客様に満足いただけるサービスを提供しておりますが、これは「社会に対して良い影響を及ぼすこと」を目指しているものです。

しかしながら、一般的に企業活動は社会や環境に多様な影響を及ぼす可能性があると考えられております。また、企業には「持続可能な社会の実現」に貢献する責任があると考えております。

この度、当社ではその貢献のために必要な事項を検討し、明文化することに取り組み、その一環として本ガイドラインを策定いたしました。その際、ISO26000（社会的責任に関する手引）を参考にし、従来は常識で当然のことと考えていた「差別の禁止」や「汚職・贈収賄の禁止」などについても、透明性や説明責任の観点から明文化することといたしました。

本ガイドラインにより、当社の全役職員はもちろんのこと、ビジネスパートナーであるお取引先様とも「持続可能な社会の実現」に対する認識を共有し、共に貢献してまいりたいと考えております。

お取引先の皆様におかれましては、本ガイドライン策定の趣旨をご理解いただき、本ガイドラインに基づく取り組みを推進していただきますとともに、皆様のお取引先へも取り組みを要請していただきますようお願いいたします。

### 3. サプライヤー行動規範

#### (1) 人権・労働

##### 1) 差別の禁止

人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、出身地、宗教、障がいなどを理由とした採用、昇進、賃金、教育訓練などの雇用に関する差別をしない。

##### 2) ハラスメントの禁止

事業活動のあらゆる場面で、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントを禁止する。

また、ハラスメントに関する相談体制を整備する。

##### 3) 児童労働の禁止

法令で禁止されている児童の労働を禁止する。

##### 4) 強制労働の禁止

暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体的自由を不当に拘束する手段によって、社員等の意思に反して労働を強制しない。

##### 5) 適正な賃金

最低賃金等、賃金、福利厚生に関する法令を遵守する。

##### 6) 適正な労働時間

労働時間、休憩、休日、年次有給休暇の付与等に関する法令を遵守する。

また、時間外労働の抑制、年次有給休暇の取得促進に取り組む。

##### 7) 労働安全衛生の確保

労働安全衛生に関する法令を遵守するとともに、安全で健康的な職場環境の整備に取り組む。

また、事故の未然防止、精神面も含めた疾病の予防等に取り組む。

##### 8) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

雇用形態にかかわらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応する。

##### 9) 結社の自由、団体交渉の権利の尊重

社員が労働組合を結成する権利（団結権）、使用者（会社）と団体交渉する権利（団体交渉権）、要求実現のために団体で行動する権利（団体行動権（争議権））を尊重する。

## (2) 環境

### 1) 廃棄物の管理

廃棄物に関する法令を遵守し、適正に処理する。

また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組む。

### 2) エネルギー利用の効率化

エネルギー利用の効率化（省エネルギー）に取り組む。

### 3) 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量を把握し、排出の計画的な削減に取り組む。

### 4) 有害化学物質の管理、削減

法令等で規制されている化学物質の使用等の状況を把握し、法令を遵守し、適正に管理する。

また、その使用量の削減に取り組む。

### 5) 生物多様性の保全

自社の活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、その低減に取り組む。

### 6) 大気、水、土壌等の汚染防止等

大気、水、土壌等の汚染防止に関する法令を遵守し、汚染防止に取り組む。

また、自社の周囲の生活環境を保全するため、騒音規制、振動規制に関する法令を遵守し、その低減に取り組む。

### 7) 環境マネジメント

環境に関する法令を遵守するとともに、環境を保全する管理体制を整備する。

### 8) 再生可能エネルギーの利用

再生可能エネルギーの利用を推進する。

### 9) 天然資源の持続的利用

天然資源の持続的利用に配慮した調達、効率的な利用に取り組む。

### (3) 公正な事業慣行

#### 1) 汚職・贈収賄等の防止

汚職・贈収賄を禁止する。

また、反社会的勢力との関係を遮断する。

#### 2) 不正な競争・取引等の禁止

不正な競争・取引、記録等の偽造・改ざん・隠ぺい等を禁止する。

#### 3) 知的財産の保護

自社の知的財産を保護するよう、適切に取り組む。

特許侵害防止調査の実施などにより他社の権利への侵害を未然に防止する。

#### 4) 個人情報の保護

個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱う。

### (4) 製品・サービス

#### 1) 製品・サービスの安全性の確保

適用される法令を遵守するとともにサービスの安全性を確保する仕組みを構築し、運用する。

#### 2) 品質の保証

製品・サービスの品質を保証する仕組みを構築し、運用する。

また、不具合発生時の対応、原因究明、被害の拡大防止、再発防止等に関する手順、体制を整備する。

#### 3) 環境に配慮した製品・サービスの提供

ライフサイクル全体で環境に配慮した製品・サービスを提供する。

## (5) 組織体制

### 1) 法令の遵守

法令遵守の考えを社内に徹底する。

確実に法令を遵守するよう、体制・仕組みを整備する。

### 2) 事業の継続

事故や災害、感染症などの発生時における BCP（事業継続計画）を策定する。

### 3) 情報の開示

自社の人権・労働、環境、公正な事業慣行などに関する取り組み状況を Web サイトなどで適宜、公開する。

## 4. お取引先の皆様へ

当社は、本ガイドラインにより、ビジネスパートナーであるお取引先様とサステナビリティに関する認識を共有し、共に社会から期待される役割を果たしてまいりたいと考えております。

### (1) ガイドラインの遵守

本ガイドラインの遵守をお願いします。

### (2) 体制の整備

本ガイドラインを遵守し、取り組みを推進するため、社内体制を整備し、運用していただくことをお願いします。

また、内部監査等により、法令違反、本ガイドライン違反の防止をお願いします。

### (3) サプライチェーンへの周知徹底

お取引先の皆様の調達先、サプライチェーン全体にも、本ガイドラインの周知徹底をお願いします。

### (4) ガイドラインの合意確認

お取引先の皆様が本ガイドラインを理解し、同意したことの確認として、「サプライヤー合意確認書」の提出をお願いする場合があります。

### (5) 遵守状況の確認

お取引先の皆様に、本ガイドラインを遵守していただいていることを確認させていただくため、必要に応じて関係帳票類等の提出、事務所、工場等の現地調査をお願いする場合があります。



## 5. お問い合わせ先

本ガイドラインに関するお問い合わせは下記までお願いします。

お問い合わせ先 小山市出井 1970-2  
有限会社 富士川産業  
代表取締役社長 田村 達夫  
電話番号 0285-25-2080